



「石川県飲酒運転根絶条例」について

令和5年4月に「石川県飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されました。
主なポイントについて説明します。



基本的な考え

全ての県民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下、自転車を含む全ての車両における飲酒運転の根絶を社会全体で推進します。



通報（努力義務）

飲酒運転（その疑いのある者を含む）を発見した場合は、速やかに**警察官へ通報**するよう努めなければなりません。



飲酒運転に関する情報提供、根絶に向けた啓発

県民へ飲酒運転に関する情報を提供するほか、

12月11日を飲酒運転根絶の日

と設定し飲酒運転を根絶するための取組を重点的に推進します。



飲酒運転根絶宣言

飲酒運転根絶の推進を宣言する飲食店、事業所（酒類販売店、その他企業）を**登録する制度を創設**しました。



飲酒運転を発見したら警察に通報を!!

「今まさに、飲酒運転をしそう！している！」という情報は、110番又は最寄りの警察署への通報をお願いします。

ツイッターもしています。フォローをお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】
◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。
◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】
投稿フォームはこちら

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

